

深谷市公民館の利用拡大に向けた取組について

1. 趣旨

市内各公民館は、市民の生涯学習ニーズに対応できる優れた施設であり、日頃、市民の社会教育・生涯学習活動や自治会等の地域活動の拠点として、大きな役割を果たしています。また、災害時には、公民館が避難所としての役割を果たすなど、地域住民の安全・安心の拠点にもなっています。しかしながら、近年、稼働率は低い状況（令和元年度は、最も高い館が42.1%、最も低い館が20.2%）が続き、また、その利用者の約9割は利用登録団体となっており、利用者の固定化も見られます。

一方、国は、地方からの意見及び中央教育審議会の答申（H30年12月）を受け、令和元年6月に社会教育法を改正し、公民館を社会教育施設のまま首長部局が所管できる特例を認めるとともに、また、公民館が地域づくりの拠点として柔軟に運営され、その活動が活性化するために、「公民館が営利事業にかかわることを全面的に禁止するものではない」との通知を市町村に示しています。

こうした背景から、市教育委員会では、令和元年9月に深谷市総合教育会議において、「公民館のさらなる活用について」の協議を行い、その結果をもとに、これまで、公民館の貸出基準の見直しに向けて、公民館登録団体のアンケート調査の実施や社会教育委員会議で見直しの方向性を説明するなど、協議検討を進めてきました。

これにより、令和4年度から、現在、公民館を利用している社会教育団体・利用登録団体に加え、企業や営利団体等にも公民館の利用を許可していくことで、企業等の専門的知識・技術を活用した市民の学習機会の拡充と地域の活性化を図るとともに、公民館稼働率の向上を目指します。

2. 貸出基準の見直しの必要性

- ①令和4年度から、社会教育団体及び利用登録団体の利用を優先した上で、企業等が公民館を利用できるよう、市教育委員会（令和3年8月）、市議会（令和3年9月）で条例等を改正するとともに、貸出基準の見直しを行う。
- ②企業等が公民館を利用しカルチャー教室等を行うことで、団体等に加入せずに個人で学習活動を行うことができるなど、市民の学習の機会の拡大を図る。
- ③公民館（市）と企業等による協働事業を実施することで、市民の学習機会の拡充や地域活性化を図る。
- ④市内の企業等が公民館を利用する場合の使用料は、一般の使用料と別の額を設定し、また、市外の企業等が利用する場合は、市内企業等と差別を図るため、相応の金額を設定することで、公民館利用サービスの安定化を図る。

3. 公民館の新たな機能・設備

- ①令和3年度中に、すべての公民館にWi-Fi機能が整備される。
- ②渋沢栄一関連事業や新型コロナワクチン接種事業により、深谷公民館、八基公民館、岡部公民館、花園公民館の体育室等にエアコンを設置している。

(1) Wi-Fi等を活用した現在の取組

①現在、深谷公民館、上柴公民館のITルームにおいて、パソコン教室、パソコンサロン、パソコン相談を実施している。

| 年 度 | 深谷公民館(有線LAN) | | 上柴公民館(Wi-Fi) | |
|-------|--------------|------|--------------|------|
| | 回数 | 延べ人数 | 回数 | 延べ人数 |
| 令和2年度 | 48回 | 443人 | 25回 | 357人 |

②令和4年度から、すべての公民館において、Wi-Fiの利用が可能となることから、今後、Wi-Fiを活用した新たな活動等が期待できる。

(2) エアコン完備の体育室等の状況

①深谷公民館、八基公民館、岡部公民館、花園公民館の体育室等は、令和3年度の後半に、順次、貸館としての利用を再開する予定である。

②エアコンの設置により快適な運動空間を確保できたことで、これまで熱中症等に配慮して実施できなかった活動などが、今後、実施が可能となる。

③今後、快適な体育室を活用した新たな取組等の展開が期待できる。

4. 協議事項

(1) 公民館を拠点とした地域活性化への取組